

定期購入の トラブル注意報!

「1回限り、お試し価格、
^{しば}定期縛りなし」が「定期購入」の入り口!?



化粧品や健康食品など、「『1回限りお試し価格1,000円!』という広告を見て注文したら、2回目の商品が送られてきて高額な請求をされた」という相談が目立ちます。これは「『初回1回目のみお試し価格』という定期購入」の場合が多いので注意しましょう。

ケース1

インターネットの広告を見て、1回限りのお試し価格と思い、1,000円の美容クリームを申し込んだら定期購入だった。解約しようと問い合わせ先に何度も電話しているがつかまらない。

ケース2

SNSで、ダイエットサプリが「1回限り、定期^{しば}縛りなし」で1,000円という広告動画を見て注文したら、1か月後2回目の商品が届いた。問い合わせ先に連絡したところ、「初回で解約するなら定価との差額8,000円をお支払いください」と言われた。

ケース3

「初回お試し価格1,000円」の養毛剤を注文したら、2回目の商品が届いた。商品を送り返し支払いはしなかったが、後日、法律事務所から支払いの督促が来た。商品を受け取っていないのに請求されるのは納得いかない。

佐賀県南西部消費者行政連携協議会

(鹿島市・嬉野市・太良町)



ここがポイント!

- 価格の安さに惹かれていませんか?その買い物は**本当に必要か**考えましょう。
- 通信販売はクーリング・オフができません。必ず、購入回数、**解約条件(返品特約)**を確認してから契約しましょう。
- 必ず「**最終確認画面**」(法律で表示義務あり)で、販売価格、支払い総額、定期購入になっていないかなどを確認し、契約するかどうか最終判断をしましょう。
- 広告画面**や「**最終確認画面**」のスクリーンショットは必ず保存しましょう。
- 業者に電話をしてもつながらない、メールの返信が来ない場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

靈感商法 開運商法などの 次々販売にも注意!

「先祖の供養」「家族の病気は先祖のたたり」など不安をあおって高額な商品を買わせる靈感商法には、「水」「開運グッズ」「祈禱サービス」などを次々に販売したり、1度契約すると定期的に購入させる手口(悪質商法)もあります。当事者は大金を失うケースもあるため、周囲の人が気付いたら、まずは、下記の相談窓口にご相談ください。



**どの窓口でも
ご相談できます!
相談は無料です。**

消費生活相談業務について、鹿島市・嬉野市・太良町の3市町は連携しています。

3市町にお住まいの方は、平日毎日相談を受けることができますので、ご相談ください。

相談日	消費生活 相談窓口	電話番号	相談場所
月曜日	鹿島市	0954-63-3412	新世紀センター 2階 会議室(鹿島市役所横)
火曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市中央公民館(塩田町) 2階 第4研修室
水曜日	太良町	0954-67-0312	太良町総合福祉保健センターしおさい館 1階 栄養指導室
木曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市役所嬉野庁舎 1階 相談室
金曜日	鹿島市	0954-63-3412	新世紀センター 2階 会議室(鹿島市役所横)

●相談受付時間は9:30~16:00(12:00~13:00は除きます)

●土、日、祝祭日は佐賀県消費生活センター(☎0952-24-0999)が対応します。相談受付時間 9:00~16:30

**3市町の電話番号がわからなくて困ったときは
お住まいの近くにある相談窓口につながります!**

消費者ホットライン188へ!